8　ゴルフ場利用税のあり方

ゴルフ場利用税は、その税収の７割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源である。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されており、周辺の環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においても、地滑り対策・洪水対策等の災害防止対策や、水質・農薬調査等の行政サービスを行う必要がある。

このような地方自治体が実施する行政サービスは、ゴルフ場と密接に関連しており、当該自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場の利用者が、特段の負担を負うことなくこれらの行政サービスを享受することは不公平であり、利用者にも負担を求めるべきであるのは当然である。

ゴルフ場利用税については、消費税との二重課税であるとの理由や、スポーツ振興の妨げになっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁から昨年度に引き続いて出されている。

ゴルフ場利用税は、消費行為そのものを対象としており、その消費行為が行われる地方自治体において課税されることに適している一方、消費税は、課税範囲が広く取引行為一般に課されるものであり、課税の趣旨が異なるため、二重課税であるとの指摘は当たらない。また、ゴルフ場の利用に係る費用は、今なお、他のスポーツと比較して高額であり、ゴルフ場の利用者の支出行為には十分な担税力が認められる。

また、スポーツ振興等の行政を中心的に担っているのは市町村であり、ゴルフ場利用税は市町村のこれらの行政を支える貴重な財源にもなっている。

地方創生の取組を実現するためには自主財源が今まで以上に必要とされる中、ゴルフ場利用税を廃止することは、地方財政に甚大な影響を与えるため適当ではない。また、消費税率（国・地方）の引上げに際して、低所得者対策等が論点となっている中、ゴルフ場の利用者という特定分野について税負担の軽減を行うことには慎重な検討が必要である。

なお、平成15年度より18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等の利用に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされているところである。

9　地方消費税の諸課題

⑴　賦課徴収

地方消費税の賦課徴収は、暫定的に国が行うこととされているところであるが、地方自治体の「執行責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、賦課徴収に関する地方自治体の役割の拡大を進めることが必要である。

税制抜本改革法においても、地方自治体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税及び地方消費税の申告を地方自治体に対して行うことを可能とする制度の導入等について検討することとされたところであり、この趣旨を踏まえ、地方自治体においては、これまで、現行制度の下でも可能な納税相談を伴う収受や税務広報等の取り組みの拡大に努めてきたところである。

消費税率（国・地方）が引き上げられる中で、課税庁である地方自治体の賦課徴収に関する役割の拡大を進めることは引き続き重要であり、納税者の便宜を考慮しつつ、現行制度の下でも可能な納税相談を伴う申告書の収受等の取り組みや体制整備をさらに推進していくことが求められる。

なお、消費税及び地方消費税の申告を地方自治体に対して行うことを可能とする制度の導入等については、徴税コストや体制整備などの実務上の課題があることを踏まえ、引き続き検討していくべきである。

⑵　清算基準

地方消費税は事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

この消費基準については、その75％について「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額、残りについて12.5％ずつ「人口」と「従業者数」を用いてきたところである。

平成24年に、これら調査を統合するものとして「経済センサス活動調査」が実施され、平成26年２月にその全てが公表されたところであり、このうちサービス業基本調査は今後行われないこととされているため、サービス業に係る統計については、平成24年経済センサス活動調査に基づく数値に置き換えていくことが必要である。

その際、平成24年経済センサス活動調査においては、調査対象が大幅に拡大されたことに加え、最近のインターネットを通じた取引の急速な拡大等に伴って、消費者の最終消費とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていること等を踏まえ、全体として、清算基準の趣旨に沿った所要の調整を行うことが必要である。

また、平成24年経済センサス活動調査を用いることによりサービス業に係る統計カバー率が上昇すること、「従業者数」は主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきたこと等を踏まえ、「人口」の比率を引き上げ、「従業者数」の比率を引き下げる方向で見直しを行うべきである。

10　その他（納税環境整備等）

⑴　猶予制度の見直しについて

猶予制度については、納税者が災害や病気など一定の事由により納税をすることができない場合等において、一定期間徴収等を猶予するものである。

平成26年度税制改正では、国税において、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されるなど、猶予制度の見直しがなされたところである。

一方、地方税については、国税の猶予制度の見直しや地方自治体における実態等を踏まえ、引き続き検討することとされたところである。

この地方税の猶予制度の見直しに当たっては、国税の制度見直しの趣旨を踏まえつつ、地方分権を推進する観点から、地方税特有の事情や各地方自治体において徴収の実態が異なることに鑑み、地域の実情に応じた対応ができるような制度設計を検討すべきである。

⑵　還付加算金の見直しについて

還付加算金は、過誤納に係る地方自治体の徴収金について加算されるものである。この過納金については、原則として過納に係る地方自治体の徴収金の額が地方自治体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか又は納税者の申告によって確定したものであるかによって区分され、還付加算金の計算期間の始期が異なっているところである。

しかし、現行の規定では、納税者の申告に基因するにもかかわらず還付加算金の額が嵩む事例等が発生しているため、還付加算金の計算期間の始期について所要の措置を検討すべきである。

おわりに

地域の再生なくして日本の再生はない。地方自治体は、厳しい財政状況の中で、地域経済の活性化に懸命に取り組んでいる。喫緊の課題として位置づけられている地方創生を進める上で、各地方自治体が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするためには、その基盤となる地方税源を充実させるなど、地方税の原則に沿った税体系を構築することが必要である。

今後の地方税制改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

国家試験

平成 26 年度秋期情報処理技術者試験合格者

平成26年度秋期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験の合格者を平成26年12月19日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成 27 年 1 月 16 日

経済産業大臣　宮沢　洋一